

③ 令和3年度の取り組みについて(2021年4月～2022年3月)

令和元年度に取り組んだ内容を総括・分析した結果、継続した安全性の向上を目指して取り組んでいきます。

1.安全方針

○事故防止のための安全方針

「安全、安心、親切をモットーに利用者に愛される地域一番の会社を目指す」

(1)社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。

また、安全管理体制が適切・円滑に運営されるように各部門に対して、確実な指示を行います。

(2)社長は、営業現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、全従業員に対して輸送の安全確保が最も重要であるという『安全最優先』の意識を徹底させます。

(3)会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策の不断を見直すとともに全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2.安全重点施策

i.輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。

ii.輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に努めること。

iii.輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。

iv.輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有すること。

v.輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること

3.目標達成のための計画

(1)点呼時における運転免許証の提示とアルコールチェックの完全実施

(2)ドライブレコーダーによる事故防止のための意識付けと指導強化

(3)交通事故多発箇所(ヒヤリハット)を抽出し、安全運行指導を強化

(4)運転適正診断の定期実施

(5)健康診断の確実受診による個別指導

(6)車両点検の実施

(7)事故惹起者との自己分析と再発防止

(8)運輸安全マネジメント制度の更なる充実と強化

(9)事故や災害等を想定した危機管理体制の構築

(10)運転士の運転技術向上に向けた育成の充実

4.輸送の安全についての取り組み

(1)事故防止委員会の開催（月1回）

経営者・安全統括管理者及び各部署の管理者等から構成し、「安全輸送とサービス向上」への取り組みを決定します。

(2)臨時事故防止委員会

緊急時、重大事故発生時など必要である時に開催します。

5.輸送の安全に関する取り組み事項

(1)事故防止委員会開催後に社員総会を開催

事故防止委員会で決定した取り組み事項を運行管理者、乗務員に周知します。

社員総会欠席者に対しては後日、管理者より指導を行う。

(2)乗務員講習会の開催

全乗務員に安全輸送とサービス向上に向けた座学と実技を交えた講習会を開催する。

1月、3月、9月、12月の年4回実施する。

安全統括管理者が実施する

(3)交通安全運動の実施

①春の交通安全運動…… 4/6～4/15 の10日間

②夏の交通安全運動…… 7/11～7/20 の10日間

③秋の交通安全運動…… 9/21～9/30 の10日間

④年末の交通安全運動…… 12/1～12/31 の31日間

○年間重点目標

- ・高齢者の交通事故防止
- ・子どもの交通事故防止
- ・横断歩道における歩行者優先の徹底
- ・全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶
- ・夕暮れ時(どき)の早めのライト点灯の推進
- ・反射材の普及促進
- ・違法駐車の追放
- ・運転中の携帯電話、スマートフォンの使用の禁止
- ・交差点や危険箇所での一時停止、二次停止の確実な実施

(4) 経営トップによる職場巡視の実施

代表取締役、役員及び安全統括管理者による職場巡視を実施し、取り組み状況と改善点を把握するとともに現場の管理者・乗務員と意見交換を行い意思疎通を図り安全意識の向上を図ります。

(5) 運行管理の徹底

- ①運行管理者による厳正な点呼の執行
- ②常務基準に基づいた適正な運行計画の実施
- ③乗務員の健康状態の把握と指導
- ④乗務員の運転技術の把握と指導
- ⑤ドライブレコーダーとデジタルタコグラフの有効活用

(6) 法令順守の徹底

- ①始業点呼時に、点呼執行者の直接目視でアルコール検知器連動型免許証確認システムを活用し、飲酒運転ならびに運転免許証有効期限切れ防止に取り組みます。
- ②全運転手の運転記録証明書を取得し、交通事故・違反の有無及び運転免許証の有効期限切れの確認を行い、運転者としての安全意識の向上を図ります

6.輸送の安全に関する取り組み確認

確認と更なる改善に向けた助言の実施

- (1)月末に発生事故件数、取り組み状況をまとめ各月の役員会時に報告します。
- (2)全乗務員のデジタルタコグラフによる安全運転評価をまとめ代表取締役に報告します。
急発進、急加速、急減速、急ブレーキ、連続運転時間超過、速度超過(一般・専用・高速)

7.輸送の安全に関する投資計画

①脳ドッグ受診	15万円
②運転記録証明書の取得	1万円
③睡眠時無呼吸症候群検査の実施	8万円
④アルコール検知器(携帯型)のメンテナンス	7万円
⑤設置型アルコール検知器のメンテナンス	3万円
⑥一般適性診断の受診	20万円
⑦雪道走行訓練等にかかる費用	50万円
⑧ナビゲーションシステム購入(乗務員貸与)	18万円
⑨県別全国道路地図購入(事務所)	3万円
⑩外部機関による安全運転講習	4万円
⑪衛生用品等の購入(マスク・アルコール等)	50万円
	合計	179万円

8.輸送の安全に関する教育及び研修

(1)運行管理者に対する教育及び研修の実施

- ①独立行政法人自動車事故対策機構による運行管理者一般講習及び基礎講習の受講
- ②社外機関による運行管理者研修、講習会の受講

(2)乗務員に対する教育及び研修の実施

- ①運転士研修の実施
 - ・新規採用及び車内登用運転士の教育

- ②高齢運転士研修の実施
 - ・安全統括管理者と運行主任添乗による高齢運転士対象の研修
- ③運転技術アップ研修
 - ・安全統括管理者と運行主任添乗による各車種別選任運転士対象の研修
- ④雪道走行研修
 - ・安全統括管理者と運行主任添乗による大型バス運転士対象の研修
- ⑤疾病及びその他の理由による連続15日以上の非常務者の教習
 - ・安全統括管理者と運行主任添乗による指導教育
- ⑥事故・苦情惹起者の再教育
- ⑦社外機関を利用した研修
- ⑧ヒヤリハット情報の有効活用
 - ・4月、8月、12月にヒヤリハット報告書の提出により情報を共有
- ⑨独立行政法人自動車事故対策機構による運転適性診断の実施(一般・適齢・特定・初任)
- ⑩感染症予防対策
 - ・新型コロナウイルス等の感染予防の指導を行う。

(3)高齢運転士に対する安全対策

会社費用負担による 脳ドック受診

(4)睡眠時無呼吸症候群(SAS)の対策

- ①スクリーニング検査に基づく受診指導ならびに治療中の運転士に対して治療継続の確認と指導の実施
- ②新規採用者に対するスクリーニング検査の実施と全乗務員への定期的なスクリーニング検査の継続

(5)危機管理ならびにリスク管理体制の強化

- ①テロ・バスジャック・大規模災害等各種緊急時の対応マニュアルの見直しと周知
- ⑧実効性を確認する為の各種緊急時訓練の実施

(6)運輸安全マネジメント研修

安全意識向上のため、国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構が主催する研修に管理者が積極的に参加します。

9.輸送の安全確保に向けた取り組み

本年度の取り組み内容を分析を行い、反省点等を次年度の取り組みに反映します。

10.輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

- (1)緊急連絡体制図
- (2)輸送の安全に関する指示・系統図